

【オーストラリア】2020 年リサイクル及び廃棄物削減法の制定

海外立法情報課長 内海 和美

* 2020 年 12 月、オーストラリアでは、2021 年 1 月から 2024 年 7 月にかけて廃棄物の段階的輸出禁止を実施するため、リサイクル及び廃棄物削減法が成立した。

1 背景

オーストラリアでは、2018-19 年度、約 7400 万トンの廃棄物が発生し、そのうち約 60%（約 4300 万トン）が、資源として回収された後リサイクルされた¹。2019-20 年度に輸出された廃棄物は約 420 万トンで、これは、前年度に回収された総量の約 10%、輸出額にして約 29 億豪ドル²となる³。輸出先は、2016-17 年度までは中国が第 1 位で約 126 万トン、全輸出量の約 30%を占めた⁴。しかし、2017 年末から中国が廃プラスチックの輸入を禁止したため⁵、同国への廃棄物輸出が大幅に減少した（2019-20 年度は約 33 万トン）。近年では、東南アジア諸国でも、廃プラスチック輸入規制の動きを強めている⁶。

2 オーストラリアの廃棄物政策

オーストラリアの廃棄物及び資源回収の国家的統一方針として、2009 年に「国家廃棄物政策（National Waste Policy）」が策定された。2018 年 12 月には「2018 年国家廃棄物政策」⁷が公表され、2030 年までに政府、企業、個人等が取るべき行動の枠組み、及び循環経済における廃棄物管理のための包括的原則（廃棄物の発生回避、資源回収率の向上等）が示された。

廃プラスチック・紙・ガラス・タイヤの輸出禁止の方針は、2019 年 8 月 9 日、オーストラリア政府間協議会⁸（Council of Australian Governments: COAG）において合意され、続いて同年 11 月 9 日に公表された、「2018 年国家廃棄物政策」を実行するための行動計画⁹の中で、2020 年下半期からの廃プラスチック・紙・ガラス・タイヤの輸出禁止を含む、7 つの目標が示された

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2021 年 4 月 6 日である。

¹ “National Waste Report 2020,” Department of Agriculture, Water and the Environment, 4 November 2020, p.x. <<https://www.environment.gov.au/protection/waste/national-waste-reports/2020>>

² 1 豪ドルは、約 81.5 円（令和 3 年 4 月分報告省令レート）。

³ “Exports of Australian waste-derived products and wastes in 2019-20,” Bleu Environment, 26 October 2020, p.6. <<https://www.environment.gov.au/protection/waste/publications/data-exports-australian-wastes-annual-summary-2019-20>>

⁴ “Exports of Australian waste-derived products and wastes in 2019-2020,” blue environment, 26 October 2020, pp.3-4. <<https://www.environment.gov.au/system/files/resources/79ce6b96-ddb8-4957-87ea-2bf98f89c567/files/data-exports-australian-wastes-2019-20.pdf>>

⁵ 遠藤真弘「廃プラスチックの輸出入をめぐる状況」『レファレンス』829 号, 2020.2, p.63. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11451658_po_082904.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>>

⁶ 遠藤 前掲注(5), p.64.

⁷ “National Waste Policy: Less Waste, more resources 2018,” Department of the Environment and Energy, 2018. <<https://www.environment.gov.au/system/files/resources/d523f4e9-d958-466b-9fd1-3b7d6283f006/files/national-waste-policy-2018.pdf>>

⁸ 国家的重要問題に関して、連邦と州、複数の州間の調整を行うため 1992 年に設置されたが、2020 年 5 月 29 日、国家内閣（National Cabinet）によって廃止が決定され、新組織（National Federation Reform Council）へ移行した。

⁹ “National Waste Policy Action Plan 2019,” Department of the Environment and Energy, 2019. <<https://www.environment.gov.au/system/files/resources/5b86c9f8-074e-4d66-ab11-08bbc69da240/files/national-waste-policy-action-plan-2019.pdf>>

¹⁰。2020年3月13日には、COAG総会において、2020年7月1日から2024年7月1日にかけての、廃棄物の種類ごとの段階的輸出禁止スケジュールが合意された¹¹。このCOAG合意を実行に移す法的枠組みを整備するため、同年12月15日に制定（翌16日施行）されたのが、2020年リサイクル及び廃棄物削減法¹²（2020年法律第119号）である。なお、連邦政府は、同法により、今後10年間で廃棄物処理・リサイクル産業部門の新規雇用1万人の創出を見込む¹³。

3 リサイクル及び廃棄物削減法

(1) 構成

全5章189か条から成り、その構成は、第1章：総則（第1条～第15条）、第2章：廃棄物輸出規制（第16条～第65A条）、第3章：プロダクト・スチュワードシップ¹⁴（Product Stewardship）（第66条～第95条）、第4章：法律の執行（第96条～第170条）、第5章：雑則（第171条～第188条）である。

(2) 廃棄物輸出規制

規則で定められた規制廃棄物の輸出には許可を要し、輸出者は、輸出前に主務大臣に輸出申告書を提出しなければならない（第18条）。輸出許可は書面によるものとし、許可証番号、規制廃棄物の種類、輸出業務の種類、発効日等が記載されていなければならない（第36条）。輸出許可証の有効期限は、3年を超えることができない（第37条）。過失により規則で定められた輸出条件に反して規制廃棄物を輸出した者は、5年以下の禁錮若しくは300ペナルティユニット¹⁵以下の罰金、又は600ペナルティユニット以下の民事罰が科される（第20条）。主務大臣は、公共の利益及び商業上の利益に反しない限り、輸出許可証所持者の氏名、規制廃棄物の種類等を省のウェブサイトで公開しなければならない（第65条）。

(3) プロダクト・スチュワードシップ

主務大臣は、本法に基づく規制の要否を検討するための製品リストを、各会計年度末までに省のウェブサイトで公開しなければならない（第67条）。義務的プロダクト・スチュワードシップ¹⁶の場合、製品の製造・輸出入・流通・使用の禁止、含有物質の制限・禁止、製品の表示・包装・再利用・リサイクル・回収・処理・廃棄等の要件を規則で定めることができる（第92条）。

¹⁰ 他の6つの目標は次のとおりである。①2030年までに、国内で発生する廃棄物総量を、一人当たり10%削減する、②2030年までに、全ての廃棄物からの平均資源回収率を80%とする、③政府や産業界によるリサイクル品の使用を大幅に増加する、④2025年までに、問題ある不必要なプラスチックを段階的に廃止する、⑤2030年までに、埋め立て処分される有機廃棄物の量を半減させる、⑥消費者、投資、政策決定を支援するため、包括的で経済全般にわたる時宜にかなったデータを公開する。

¹¹ “Phasing out exports of waste plastic, paper, glass and tyres,” March 2020, p.9. <<https://www.coag.gov.au/sites/default/files/communique/phasing-out-waste-exports-response-strategy.pdf>> なお、廃ガラスの輸出禁止開始時期は、新型コロナウイルスパンデミックの影響により、2020年7月1日から2021年1月1日に半年間延期された。

¹² Recycling and Waste Reduction Act 2020, No.119, 2020. <<https://www.legislation.gov.au/Details/C2020A00119>> 廃棄物の種類ごとの輸出許可や輸出条件は、規則により規定される。2021年1月1日から輸出禁止となった廃ガラスについては、「2020年リサイクル及び廃棄物削減（輸出—廃ガラス）規則（Recycling and Waste Reduction (Export—Waste Glass) Rules 2020）」（2021年1月1日施行）がある。<<https://www.legislation.gov.au/Details/F2020L01629>>

¹³ “Press conference,” Prime Minister, 27 Aug 2020. Prime Minister of Australia website <<https://www.pm.gov.au/media/press-conference-australian-parliament-house-act-27aug20>>

¹⁴ 製品や素材のライフサイクル全体を通じて、それらが環境や人の健康・安全に与える影響を軽減する責任を、政府・企業・消費者が分かち持つという考え方。 *op.cit.*(9), p.25; “Product stewardship in Australia,” Department of Agriculture, Water and the Environment website <<https://www.environment.gov.au/protection/waste/product-stewardship>>

¹⁵ 1ペナルティユニットは、210豪ドル（2021年4月現在）。Crimes Act 1914, No.12, 1914, section 4AA.

¹⁶ 本法では3類型（自主的（voluntary）、共同規制的（co-regulatory）、義務的（mandatory））が規定されている。